

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する
難病指定医及び協力難病指定医の更新手続きについて

難病指定医及び協力難病指定医（以下、「指定医等」という。）の職務に、指定期間満了後も引き続き従事される方は、指定医指定更新申請書に必要書類を添えて、原則として満了日の1ヶ月前までに申請願います。

なお、指定医等の申請は、主たる勤務地のある都道府県に申請することとなっておりますので、人事異動等で主たる勤務地が県外医療機関に変わった場合には、当該都道府県にお問い合わせください。

<県に送付する書類>

指定医指定更新申請書及び以下の①～③のうち該当する書類

① 指定医の番号が19Sで始まる方

- ・専門医の資格をもって指定しているため、更新申請書に現在の専門医認定期間が記されている認定証等の写しを添付すること。

② 指定医の番号が19Tまたは19Cで始まる方

- ・山梨県では更新時の研修は、県のホームページに掲載している研修を受講することとしたため、修了後に「山梨県（協力）難病指定医更新研修の履修証明シート」を作成して添付すること。
- ・他の都道府県知事が実施する研修を受講した場合には、そのことがわかる書類の写しを添付すること。

③ 医師免許証の内容に変更がある方

- ・医師免許証（書き換え済みのもの）の写しを添付すること

<更新申請書類郵送先>

〒400-8501

甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県福祉保健部健康増進課 難病担当

問い合わせ先
山梨県福祉保健部
健康増進課
難病担当
055-223-1496